

○伊奈町ごみ集積箱設置費等補助金交付要綱

平成16年3月26日

要綱第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活環境を保持し、公衆衛生の向上のため、ごみの集積所用の集積箱（以下「集積箱」という。）を設置又は修繕する者に對し、予算の範囲内で町がその費用の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 適切な設置場所を確保し、かつ、適正な管理を実施できる者
- (2) 営利を目的としない者
- (3) 町が行うごみの収集に関する指導等に協力できる者

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、集積箱の設置又は修繕に要する経費であつて、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 集積箱の購入費
- (2) 集積箱の修繕費
- (3) 集積箱作製材料費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する経費に2分の1を乗じて得た額とし、集積箱1基当たり2万5,000円を上限とする。ただし、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、集積箱設置後30日以内に

ごみ集積箱設置費等補助金交付申請書（第1号様式）により、次の各号に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 集積箱設置後の写真。ただし、修繕の場合は、修繕前及び修繕後の写真
(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査のうえ交付の可否を決定し、補助金の交付決定をしたときはごみ集積箱設置費等補助金交付決定通知書（第2号様式）により、補助金の不交付決定通知をしたときはごみ集積箱設置費等補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

- (補助金の請求)

第7条 前条の補助金交付決定通知を受けた者は、補助金交付決定通知日から30日以内に、ごみ集積箱設置費等補助金交付請求書（第4号様式）を町長に提出するものとする。

- (補助金の交付)

第8条 町長は、前条の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

- (交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 町長は、補助金交付決定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、交付決定を取り消し、又は補助金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) その他この要綱に定める事項に違反したとき
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和3年要綱第40号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の伊奈町ごみ集積箱設置費等補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式(第5条関係)

ごみ集積箱設置費等補助金交付申請書

年 月 日

伊奈町長 様

住所
申請者 氏名
電話

伊奈町ごみ集積箱設置費等補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 円

2 設置又は修繕に要した経費 円

3 設置場所

4 添付書類

- (1) 領収書の写し
- (2) 集積箱設置後の写真。ただし、修繕の場合は、修繕前及び修繕後の写真

第2号様式(第6条関係)

ごみ集積箱設置費等補助金交付決定通知書

発第 号
年 月 日

様

伊奈町長 印

年 月 日付けで申請のあったごみ集積箱設置費等補助金の交付について、
下記のとおり決定したので、伊奈町ごみ集積箱設置費等補助金交付要綱第6条の規定により
通知する。

記

1 交付決定額 円

第3号様式(第6条関係)

ごみ集積箱設置費等補助金不交付決定通知書

発第 号
年 月 日

様

伊奈町長 印

年 月 日付けで申請のあったごみ集積箱設置費等補助金の交付について、
下記の理由により不交付と決定したので、伊奈町ごみ集積箱設置費等補助金交付要綱第6条
の規定により通知する。

記

1 不交付とする理由

第4号様式(第7条関係)

ごみ集積箱設置費等補助金交付請求書

年　月　日

伊奈町長　　様

住所
申請者 氏名　印
電話

年　月　日付け　　発第　　号で交付決定のあったごみ集積箱設置費等補助金について、伊奈町ごみ集積箱設置費等補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

請　求　額	円		
振　込　先	信用金庫 銀　行 農　協	本・支店	
口　座　番　号	当座 普通		
フ　リ　ガ　ナ			
口　座　名　義			

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第7条関係）